平成２７年（フ）第８０４号
埼玉県幸手市大字幸手3799番地３
破産者　山岸　雅樹
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１９号
埼玉県川口市八幡木３丁目１番地の２　ハイツカワムラ205号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字東本郷1017番地　シンセリティーＡＯ―106号
破産者　石濱　和男
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
岐阜市太郎丸字樫木37番地５、開始決定時の住所岐阜県山県市高富698番地３
破産者　ＳＵＮ・ｅｉｔｏこと　竹中　栄二
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４４０号
静岡市清水区辻５丁目３番16号
破産者　望月　郁夫
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７号
静岡県島田市南１丁目１番８号、住民票上の住所静岡県焼津市飯淵1168番地の７
破産者　鈴木　正治
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
滋賀県東近江市五個荘小幡町472　パルメーラ東近江203号室、住民票上の住所滋賀県東近江市五個荘簗瀬町304番地
破産者　猪田　　栞
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４８５５号
大阪市旭区大宮３丁目７番19号　ノースファミリア102
破産者　ＹＳネットワークこと　阪田　康裕
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２９号
大阪府東大阪市今米２－６―36―320、住民票上の住所大阪市西淀川区竹島３丁目２番16号
破産者　田中　　純
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７２号
大阪府寝屋川市中神田町23番22号
破産者　美作住宅こと建築工房あおいくまこと
髙橋　熊三
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１２号
大阪市東成区東中本３丁目10番４号　シャイングレード21　407号、申立時の住所大阪市東成区大今里１丁目４番16号　グレーシィ大今里301号
破産者　福谷　髙広
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０１号
大阪府東大阪市金岡４丁目10番15号
破産者　平田　修一
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２１号
大阪府門真市巣本町８番３―503号、前住所大阪府門真市北岸和田３丁目14番30号
破産者　スナックみなムーンこと　和田　　悟
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３７号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番１―505号
破産者　有澤　　寿
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３９号
大阪府枚方市長尾東町３丁目55番10号
破産者　今村　惠子
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６２号
大阪市東成区大今里南３丁目12番12号
破産者　沖井　芳文
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６３号
大阪市東成区大今里南３丁目12番12号
破産者　沖井　貴子
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８１号
大阪市東淀川区南江口１丁目３番25―510号
破産者　梅林　　功
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２８号
大阪市都島区網島町13番16―1403号
破産者　上月　弘美
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十五種郵便物認可